津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例の概要

１．課題・目的

道路は、人や車の日常的な移動空間としての機能だけでなく、災害時の避難や火災が起きた際の延焼防止の防災空間としての機能の他、各家の採光や通風を確保する生活環境空間としての機能等を有しています。

当市では平成 27 年度から「津島市狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関す要綱」を策定し、狭あい道路の解消に取り組んできました。

しかしながら、いつ起きてもおかしくない南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、更なる災害時の避難経路を確保することや密集市街地での消火活動を円滑に行えるようにすることが急務であり、従来の手法を全体的に見直し「津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例」を制定し、狭あい道路の解消を促進します。

２．上位計画との整合

津島市総合計画	良好な居住環境の実現 狭あい道路の拡幅により、災害に強い居住環境を形成する。
地域防災計画	都市における道路の整備 市内の狭あい道路（建築基準法第４２条第２項でいう４m未満の道路）の解消に向け、安全で良好な防災空間を形成する。
都市計画マスタープラン	土地利用の方針 住宅等の耐震化の促進や<u>狭あい道路の解消</u>等を行い、災害リスクを勘案した防災性の高い住宅基盤を確保したうえで、若者世代や高齢者をはじめとする多様な世代が暮らし続けることができる土地利用を誘導する。 都市防災の方針 緊急車両の通行や災害時の避難路の確保、延焼防止のための<u>狭あい道路の解消</u>を進め、地震に強い市街地を形成する。
立地適正化計画	想定される災害に対応した防災、減災対策の推進 地震や火災が発生した際、延焼防止や避難場所となるオープンスペースや避難路の確保、<u>狭あい道路の拡幅</u>など、防災・減災対策を実施する。

３．狭あい道路の解消状況

狭あい道路解消面積

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	32	15	31	16	22
面積（㎡）	364.02	184.91	575.22	165.04	236.20

年度	R2	R3	R4	R5(12.1時点)	合計
件数	26	37	34	21	234
面積（㎡）	301.92	385.17	364.79	232.75	2810.02

４．条例の概要

１）協議の導入

建築主等は、建物を建築する際や農地を駐車場に整備する場合など後退用地等の利用方法又は形態を変更しようとするときは、協議が必要となります。

２）後退支障物件の設置の禁止

建築主等は、拡幅整備について協議が調った後退用地等に後退支障物件を設置することはできません。

３）狭あい道路の整備

・市長は、寄附若しくは無償貸与を受けた後退用地等について整備を行います。

・市長は、協議により後退用地等を買い取るときは、土地の境界を確認するための測量、分筆の登記及び所有権の移転の登記並びに後退支障物件の除却を行うことができます。

４）助成金等の交付

市長は、後退用地等の寄附をする者に対し、後退用地等の土地の境界を確認するための測量、分筆の登記及び後退支障物件の除却等に要する費用について助成金等を交付することができます。

５）公表

市長は、協議を行わなかった者等に対し、その是正をするために必要な措置をとるべき旨を勧告することができ、従わない者に対し、意見を述べる機会を与えた上で、その者の氏名等を公表することができます。

施行期日　令和６年７月１日

５．狭あい道路整備の考え方

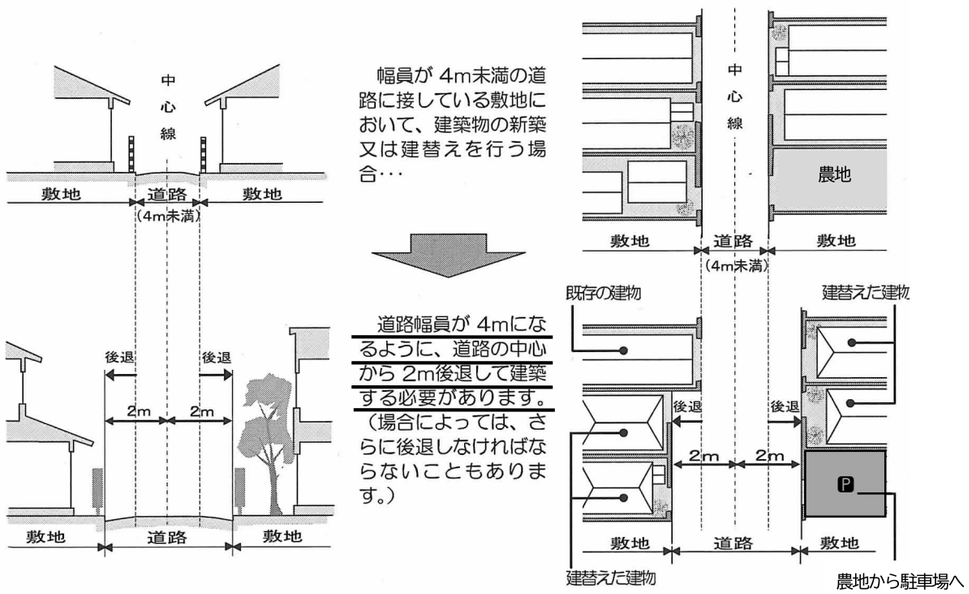

⇒建て替え等により道路に面したすべての敷地が後退したとき、幅４メートルの道路が完成します。